

公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容

【法人の事業について】

事業	自	令和8年4月1日	法人コード	A015691
年度	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人リース事業協会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公1	調査研究事業
公2	広報及び相談事業
公3	研修事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他1	支援事業

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率 (%)
公 1	調査研究事業(リース及びリース事業に関する調査研究並びに提言・統計調査を行い、その成果を社会に等しく公表することにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業)	51.6%

[1] 事業の概要について(注1)

1. 2026年度の事業概要

(1) リース及びリース事業の法制に関する調査研究

リース及びリース事業の法制に関する調査研究は、公正な商慣習法の形成並びにリース及びリース事業に係る法制の遵守を目的とする調査研究である。2026年度においては、次の調査研究を重点的に行い、その成果を広く公表する。

- ① 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律に関する調査研究
- ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する調査研究
- ③ 中小企業向けのリース契約の保証等に関する調査研究
- ④ 官公庁向けのリース契約の課題に関する調査研究

(2) リースの会計税制に関する調査研究

リースの会計税制に関する調査研究は、公正妥当な会計基準策定への寄与並びに適正な納税の推進及び公正かつ自由な経済活動の促進のための税制の確立を目的とする調査研究である。2026年度においては、次の調査研究を重点的に行い、その成果を広く公表する。

- ① リース会計基準に関する調査研究
- ② リースの税制(法人税、消費税、固定資産税特例措置、租税特別措置等)に関する調査研究

(3) リース及びリース事業に関する環境関連制度の調査研究

リース及びリース事業に関する環境関連制度の調査研究は、リース終了物件の適正な処分並びにリユース及びリサイクルの推進を目的とする調査研究である。2026年度においては、次の調査研究を重点的に行い、その成果を広く公表する。

- ① リース終了処理に関する調査研究
- ② 再リース及びリース終了処理に関する実態等の調査研究
- ③ リース終了物件のリユース促進に関する調査研究

④サーキュラーエコノミー(CE)に関する調査研究

(4)諸外国のリース制度等に関する調査研究

諸外国のリース制度等に関する調査研究は、経済界の海外展開に必要かつ有益な情報の提供を目的とする調査研究である。2026年度においては、次の調査研究を重点的に行い、その成果を広く公表する。

- ①東アジア地域等におけるリース規制等に関する調査研究
- ②リース会社の海外拠点に関する調査研究

(5)自動車リースに関する調査研究

自動車リースに関する調査研究は、自動車リースの公正な商慣習の確立を目的とする調査研究である。2026年度においては、次の調査研究を重点的に行い、その成果を広く公表する。

- ①自動車リース取引に係る関連諸制度に関する調査研究
- ②新たな自動車リース取引分野に関する調査研究

(6)小口リースに関する調査研究

小口リースに関する調査研究は、個人事業者等を対象とした一部の販売事業者等による不適正な取引方法を是正し、公正な小口リース取引を確立することを目的とする調査研究である。2026年度においては、次の調査研究を重点的に行い、その成果を広く公表する。

- ①小口リース取引自主規制規則の運用検証
- ②小口リース取引に係る法制度の調査研究

(7)リース資産等の流動化に関する調査研究

リース資産等の流動化に関する調査研究は、リース事業の資金調達の一つであるリース資産等の流動化を安定的なものとし、経済界に対して安定的なリースを提供することを目的とする調査研究である。2026年度においては、引き続き、リース資産等の流動化に関する情報収集を行う。

(8)リース及びリース事業に係る規制及び制度に関する調査研究

リース及びリース事業に係る規制及び制度に関する調査研究は、公正かつ自由な経済活動を阻害する規制の撤廃または緩和等を提言することにより、公正かつ自由な経済活動の促進に寄与することを目的とする事業である。2026年度においては、引き続き、リース及びリース事業に係る様々な規制及び制度について調査研究を行い、規制・制度改革に関する提言を関係方面に行うとともに、その提言書を広く公表する。

(9)サステナビリティに関する調査研究

「リースとSDGsに関する調査研究」(2021年10月)及び「リース会社におけるサプライチェーン排出量算定に関するガイダンス」(2024年3月)等で示された課題の解決に向けて、2026年度においても引き続きサステナビリティに関する調査研究を実施し、その成果を広く公表する。

(10)リース及びリース事業に関する統計調査

リース及びリース事業に関する統計調査は、わが国の経済動向、企業の設備投資動向に大きく関係するリース及びリース事業に関する統計調査の結果を社会に等しく公表することにより、公正かつ自由な経済活動の促進に寄与することを目的とする事業である。2026年度においては、引き続き以下の①)～④)の統計調査を実施し、協会ホームページ、月刊リース等により、これらの調査結果を社会に等しく公表する。

- ①リース統計調査
- ②連結リース統計調査
- ③割賦・延払等統計調査
- ④自動車リース統計調査

2. 財源等

会費収入を財源とする。上記1. (2)②リースの税制(法人税、消費税、固定資産税特例措置、租税特別措置等)に関する調査研究のうち、固定資産税の軽減計算書の調査については、調査を求める先から調査費用の実費負担を求め、財源の一部に充当している。また、(8)リース及びリース事業に係る規制の調査研究並びに提言のうち、リースが適用される補助金制度の適正な実施及び調査研究を行うため、当協会がリース料軽減計算書の調査等を行っているが、調査等を求める先から調査費用の実費負担を求め、財源の一部に充当している。

(3)業務委託

上記1. (1)①譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律に関する調査研究の実施に際して、担保法制及びリース取引に関する法務に高度な知見を有する弁護士に対して当該調査研究に関する参考資料の作成を委嘱する。

上記1. (2)①リース会計基準に関する調査研究の実施に際して、リース会計基準に高度な知見を有する公認会計士に対して当該調査研究に関する助言業務を委嘱する。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公1
------	----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
20	調査研究事業において、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的として、公正な商慣習法の形成、公正妥当な会計基準の策定に寄与するなどの事業活動を行い、また、公正かつ自由な経済活動の基盤となる統計調査を実施し、調査研究事業の成果を社会に等しく公表している。このような事業活動は、「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当すると考えられる。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>1. リース及びリース事業に関する調査研究は、定款に、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びに活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的及び内容はホームページで公表している。</p> <p>2. 明示している各種調査研究成果及び各種統計調査結果は、ホームページ及び月刊リースへの掲載、調査研究報告書の作成及び頒布、プレスリリースにより社会に等しく公表し、外部からの問合せについてはそれぞれの調査研究成果等を熟知している当協会事務局職員が適切に対応している。</p> <p>3. 当協会の各種調査研究事業はすべて、それぞれの調査研究事業に関連する専門の委員会で行われ、各専門の委員会は、当該専門分野に精通した会員会社の専門家で構成されている。</p> <p>4. 調査研究の補助となる業務の委託(参考資料作成、調査対象企業の抽出及び調査票の発送等)をしているため、該当しない。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率 (%)
公 2	<p>広報事業及び相談事業(リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るため広報事業及び相談事業を社会に等しく行うことにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。)</p>	13.8%

[1]事業の概要について(注1)

1.2026年度の事業概要

1)リース及びリース事業に関する広報事業

(1)リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るための広報

①月刊リースの発行・頒布

リース及びリース事業に関する論文及び記事、各種調査研究成果及び各種統計調査結果を掲載する「月刊リース」を発行・頒布する。

②リース産業の現況(電子版)の発行・頒布等

リース産業の現況調査を実施し、その調査結果を掲載する「リース産業の現況」(電子版)を発行・頒布するとともに、調査結果の概要をホームページに掲載する。

③啓発用パンフレットの発行・頒布等

2026年度において創設または改正される設備投資促進税制のリースへの適用を紹介するために「設備投資減税に関するパンフレット」を発行・頒布する。その他、既に発行している啓発用パンフレットについて、継続して頒布するほか、必要に応じて法改正等を踏まえた改訂を行う。

④サーキュラーエコノミーに関する特設サイトの構築

リースという仕組みがサーキュラーエコノミーにどのように貢献するかを広く周知するため、その解説、資源循環目標設定及び会員会社の取組事例等を紹介する特設サイトの構築に向けた検討を行う。

⑤動画作成・動画掲載サイトの検討

リース及びリース事業等を紹介する動画の作成並びに動画を掲載するサイトの検討を開始する。

⑥資料閲覧室の開放

資料閲覧室を開放し、各種調査研究成果を掲載した協会刊行物、リース関係図書を備え置きし、閲覧の用に供する。

(2)リース事業の地球温暖化対策

リース事業の地球温暖化対策(カーボンニュートラル行動計画)を推進し、この取り組み内容を社会に等しく公表するとともに、リース及びリース事業の適正な理解の促進を図る。

(3)リース及びリース事業を基盤とした社会貢献活動

国内外の社会的な課題に対して、リース及びリース事業を基盤とした社会貢献活動を行い、その活動を社会に等しく公表するとともに、リース及びリース事業の適正な理解の促進を図る。2026年度においては、次の事業を重点的に行う。

①自然災害の被災地に対する支援活動

自然災害の被災地において、復旧及び復興活動を行う非営利団体に対し、リース終了パソコンを寄贈する。

②特別支援学校に対する支援活動

特別支援学校の就労教育を支援するため、リース終了パソコンを寄贈するとともに、作業学習用教材の提供等の活動を行う。

③社会的な課題の解決に向けた活動を行う非営利法人に対する支援活動

社会的な課題の解決に向けた活動を行う非営利法人に対し、その活動を支援するため、リース終了パソコンを寄贈する。

2)リース及びリース事業に関する相談事業

リース及びリース事業に関する適正な理解の促進を図るため、リース及びリース事業に関する相談及び問い合わせに対応する。相談事業は、主に電話で行うが、小口リース取引に関する相談、自然災害の被災者等からの相談については、専用相談ダイヤルにおいて問題解決の参考となる助言を行う。

2. 財源等

会費収入を財源とする。1)(1)①月刊リース、②リース産業の現況、③啓発用パンフレットについては、大量部数を求める先から印刷費用及び送料相当の実費負担を求め、財源の一部に充当している。

3. 業務委託

1)(3)のリース終了パソコンの寄贈活動において、リース終了パソコンの整備、点検、発送業務等を専門業者に委託する。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公2
------	----

〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第2号及び第4条第1項第3号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
20	広報事業及び相談事業において、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的として、各種調査研究成果及び各種統計調査結果を社会に等しく公表するためにホームページへの掲載等の広報、社会全体からのリース及びリース事業に関する相談及び問い合わせに対応する事業を行っている。このような事業活動は、「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当すると考えられる。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p>	<p>1)リース及びリース事業に関する広報事業</p> <p>(1)リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るための広報</p> <p>1. 事業目的 リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るための広報事業は、定款に、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びに活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与することを目的とする旨を明記している。事業目的及び内容はホームページで公表している。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開 月刊リース・リース産業の現況・パンフレットは頒布希望者に制限なく提供する。資料閲覧室の利用者の制限を設けていない。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策 リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るための広報事業は、広報事業に関連する専門の委員会で行われ、当該委員会は、当該専門分野に精</p>	

	<p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>通した会員会社の専門家で構成されている。</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保 該当なし。</p> <p>エ その他 リース及びリース事業の適正な理解を促進するために行う事業であり、業界団体の販売促進、共同宣伝に該当しない。また、月刊リース・リース産業の現況・パンフレットにおいて業界団体の販売促進、共同宣伝に該当する事項は掲載していない。</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>1)リース及びリース事業に関する広報事業 (2)リース事業の地球温暖化対策</p> <p>1. 事業目的 本事業は、リース事業に関する地球温暖化対策の取り組み状況を社会に等しく公表することで、リース会社を含む民生分野の地球温暖化対策を促し、経済活動の持続的な発展に大きく寄与するとともに、リース及びリース事業の適正な理解を促進することを目的としている。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開 リース事業の地球温暖化対策の取り組み状況は、ホームページで社会に等しく公表する。民生分野の地球温暖化対策を促すことで、温室効果ガス削減の効果は広く社会全体に及び、経済活動の持続的な発展に大きく寄与するとともに、リース及びリース事業の適正な理解を促進することで公正なリース取引が促進されることから社会全体が受益する。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策 地球温暖化対策は、環境に関連する専門の委員会で行われ、当該委員会は、当該専門分野に精通した会員会社の専門家で構成されている。</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保 該当なし</p> <p>エ その他 本事業は、リース及びリース事業に関する地球温暖化対策の取り組み状況を社会に等しく公表することで、リース会社を含む民生分野の地球温暖化対策を促し、経済活動の持続的な発展に大きく寄与するとともに、リース及びリース事業の適正な理解を促進することを</p>	

		目的としているため、業界団体の販売促進、共同宣伝には該当しない。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>1)リース及びリース事業に関する広報事業 (3)社会貢献活動</p> <p>1. 事業目的 本事業は、リース及びリース事業を基盤とした社会貢献活動の取り組み状況を社会に等しく公表することで、民間分野の社会貢献活動を促し、社会の持続的な発展に大きく寄与するとともに、リース及びリース事業の適正な理解を促進することを目的としている。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開 社会貢献活動の取り組み状況は、ホームページ及び月刊リースで社会に等しく公表する。民間分野の社会貢献活動を促すことで、社会の持続的な発展に大きく寄与するとともに、リース及びリース事業の適正な理解を促進することで公正なリース取引が促進されることから社会全体が受益する。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策 社会貢献活動は、活動に関連する専門の委員会で行われ、当該委員会は、当該専門分野に精通した会員会社の専門家で構成されている。</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保 該当なし。なお、リース終了パソコンの寄贈は、寄贈を希望する全ての非営利団体及び特別支援学校に寄贈し、作業学習教材の提供活動は、提供を希望する全ての特別支援学校に提供している。</p> <p>エ その他 本事業は、リース及びリース事業を基盤とした社会貢献活動の取り組み状況を社会に等しく公表することで、民間分野の社会貢献活動を促し、社会の持続的な発展に大きく寄与するとともに、リース及びリース事業の適正な理解を促進することを目的としていることにあるため、業界団体の販売促進、共同宣伝には該当しない。</p>	

<p>(5) 相談、助言</p>	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>2)リース及びリース事業に関する相談事業</p> <p>1. リース及びリース事業に関する相談事業は、定款に、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びに活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与することを目的とする旨を明記している。事業目的及び内容はホームページで公表している。</p> <p>2. リース及びリース事業に関する相談は、すべての者にその機会が開かれており、かつ、無償で行っている。特に小口リース取引に関する相談、自然災害により被災された方等のリースに関する相談については、専用相談ダイヤルを設置して対応している。</p> <p>3. リース及びリース事業に関する相談は、リース及びリース事業に精通した当協会事務局職員が適切に対応している。また、小口リース取引に関する相談については、相談内容等に応じて、消費生活アドバイザーの資格を有する者が対応している。</p>	
------------------	--	--	--

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
/	/	/

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率 (%)
公 3	研修事業(リースに関する法制・会計税制、リース終了処理に関連した環境 関連制度等の研修を通じて、社会及び経済界全体のリースの専門的知識・技 能の向上及び社会全体にその普及を図ることにより、公正かつ自由な経済 活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安 定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。)	4.5%

[1]事業の概要について(注1)

1.2026年度の事業概要

(1)2026年度においては、次のとおり、基礎講座及び専門講座を実施する。

- ①基礎講座:リース法制・法務、リース会計・税制、リース終了処理に関連した環境関連制度等の基礎的
な研修(リース業務の経験により、初心者向けコースと実務者向けコースを設け、実務者向けコース
に官公庁のリース担当者を対象とする講座を設ける。)
- ②専門講座:リース法制・法務、リース会計・税制、AML/CFT(マネー・ローンダリング対策及びテロ資
金供与対策)の専門的な研修

(2)研修方法等

Web方式(Webにより配信する講義動画を研修参加者が視聴する方法)とする。各講座の講義内容
は以下のとおり。

①基礎講座

コース	講義内容(予定)
初心者向けコース	リース法制・法務、リース会計・税制 等
実務者向けコース	リース法制・法務、リース会計・税制、リースと環境 等
実務者(官公庁担当者)向けコース	官公庁リースの仕組み・市場・法制・会計 等

②専門講座

コース	講義内容(予定)
法制(法務)コース	リース法制・法務、リース契約書 等
会計・税制コース	リース会計・税制、貸手の会計処理 等
演習コース	未定
AML/CFTコース	犯罪収益移転防止法、AML/CFTに関するガイドライン等

2.財源等

受講者が負担する参加費用を財源とし、不足額は会費収入を充当する。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、
事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公3
------	----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第4号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
20	<p>研修事業において、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的として、リースに関する法制・会計税制、リース終了処理に関連した環境関連制度等の研修を行っている。この研修を通じて、社会に等しくリースの専門的知識・技能の向上及びその普及を図ることにより、公正なリース取引及び新たなリース事業者の参入が促進され、公正かつ自由な経済活動が促進されることから、社会全体が受益する。</p> <p>このような事業活動は、「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当すると考えられる。</p>

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p>	<p>1. リースに関する法制・会計税制、リース終了処理に関連した環境関連制度等の研修(以下「研修」という。)は、リース事業者を通じて的確なリースの法制・会計税制等を経済界に的確に伝達して、公正なリース取引を促進すること、新たなリース事業者の参入を促すことにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上に寄与し、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。研修目的はホームページで公表している。</p> <p>2. 研修は、当協会のホームページにおいて受講の受付を行い、かつ受講者は限定していないため、受講の機会是一般に開かれている。ただし、講座の内容に応じて、受講対象を(a)リースの基礎知識の習得を期待する者と、(b)リースの法制、会計税制の高度な専門的知識・技能の習得を期待する者に区分しているが、これは、受講者の質を確保するための合理的な参加要件である。</p>	

	<p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>3. 受講者が一定のレベルに達したかどうかの確認行為は行っていない。研修を通じて、リースの専門的知識・技能の向上及びその普及を図ることが必要であるため、講師は、講義分野に相当の知見を有する弁護士、公認会計士、実務家(当協会の委員会委員または委員代理)が務める。</p> <p>4. 研修の講師に対する報酬は、当協会の「謝金等の支出に関する規程」に基づき、講師の資格に応じて適切な額を支払っている。</p>	
--	--	---	--

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3)その他の事業(相互扶助等事業)について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款(法人の事業又は目的)上の根拠
他 1	支援事業(会員会社のリース事業等の健全な発展のために会員を支援する事業)	第4条第1項第5号
事業の概要		
<p>1. 会員専用 JLA-Net を通じた情報提供 会員専用 JLA-Net システムを通じて、会員会社に対して情報提供を行う。</p> <p>2. 環境セミナー リース会社におけるリース終了処理及び環境関連制度の専門的知識・技能の普及を図るため、会員会社(正会員)を対象に環境セミナーを実施する。</p> <p>3. 小口リース取引対応 小口リース取引に係る「サプライヤー情報交換制度」の適切な運営を図る。</p> <p>4. 地方会員に対する情報提供 Web 方式により地区会議を開催し、リース業界の現状と諸課題、協会活動等に関する情報提供を行う。</p> <p>5. 広告等 ユーザーまたはリース会社に就職する大学生を対象として、リース及びリース産業に対する理解・認識の向上を図るための広報活動を中長期的に実施し、その成果を WEB 等によって社会に等しく公表する。</p> <p>6. その他</p> <p>(1)地区会議の活動支援 会員会社が各地区及び地域で開催する会議に対して費用の一部を負担するほか、当協会の活動等に関する情報提供及び講師を派遣する。</p> <p>(2)会員会社間の親睦交流 会員会社間の親睦交流を図るため、会員厚生事業、賀詞交換会等の懇親事業を行う。</p> <p>(3)情報収集 各委員会等において、リース及びリース事業に関する情報収集を行う。</p> <p>(4)所有権表示の統一シール 会員会社のリース物件に貼付する所有権表示の統一シールを企画し、導入手続きを支援する。</p> <p>(5)リース終了物件取扱業者に関する調査 リース終了物件の適正処理を推進するため、リース終了物件取扱業者(中古業者及び許可処分業者)に関する調査を実施する(2026 年度調査より電子化を進める。)</p> <p>(6)リース終了物件の共同回収 リース終了物件の共同回収について、実証事業を踏まえ、実施に向けた検討を行う。</p> <p>(7)サーキュラーエコノミーへの取組に向けたプラットフォームに関する調査 サーキュラーエコノミーへの取組に向けたプラットフォームに関する調査を行う。</p> <p>(8)リース終了処理 Q&A の改訂 リース終了処理 Q&A(2020 年 7 月改訂版)について、環境関連法制の改正等を踏まえ改訂に向けた検討を行う。</p> <p>(9)建設機械の所有権にかかるデータベースの運用等 建設機械の所有権にかかる情報を会員会社間で共有するデータベースを運用するほか、建設機械等の多重リース取引及び多重割賦販売取引を防止するための活動を推進する。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注)		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。